

わかりやすい教育法令解説 II 「教員特殊業務手当」

一 はじめに

教員の職務内容は、児童・生徒の教育であるが、具体的な職務には著しく困難なもの、あるいは心身に著しい負担を与えるものなどがあり、そうした業務に従事した場合には特殊勤務手当が支給されている。この特殊勤務手当の一つに「教員特殊業務手当」がある。この手当は、教員の従事する業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶものとして人事委員会が定める要件に該当する場合、支給されるものである。

二 教員特殊業務及び支給要件

教員特殊業務手当の支給対象となる業務、支給額及び支給要件は次表のとおりである。

この表中「補導業務」、「学校の管理下において行われる部活動」、「児童又は生徒に対する指導業務」等の用語の意義及び人事委員会が定める対外運動競技等については、「特殊勤務手当の支給に関する運用基準について」(教職員の給与事務提要平成六年度版・二九九ページ)を参照されたい。

三 勤務時間と教員特殊業務手当

次表でみると教員特殊業務手当が支給される

要件の一つに業務に従事する時間があり、この時間帯には、正規の勤務時間はもちろん、正規の勤務時間外又は休日等が含まれている。教員特殊業務手当と勤務時間との関係についてみると次の三つの場合が考えられる。

1 正規の勤務時間内に業務に従事する場合
修学旅行、臨海学校等で生徒を引率する場合等は正規の勤務時間内(休日等の振り替えた日を含む。)に業務に従事する場合である。

2 時間外勤務命令により業務に従事する場合
学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務及び学校が計画し実施する学校行事(修学旅行、臨海学校等)の児童・生徒の引率指導業務は、教員の時間外勤務を命ずることのできる業務と一致しており、正規の勤務時間を超えて業務に従事する場合は時間外勤務命令による。

3 学校が計画し実施すると認められるもので、校長が責任をとりうる態勢で正規の勤務時間外又は休日等に業務に従事する場合

対外運動競技の児童・生徒の引率指導業務又は部活動における児童・生徒の指導業務は、時間外勤務を命じうる業務には含まれていないが、児童・生徒の指導の面で重要な役割を果たしていることに鑑み、教員特殊業務手当の支給対象業務としている。

根拠 条例	支給対象業務	支給額 (日額)	支給要件		
			週休日等(週休日、祝日は年末年始の休日等)	週休日等以外の土曜日又はこれに相当する日	その他の日
職員の特 殊勤務手 当に関する 条令第19 条第6項 第1号	(1) 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	2,100円	ア 終日に及ぶ程度(日中8時間程度) イ アと同程度業務に従事したこと。	ア 正規の勤務時間以外の時間のうち午後0時から午後8時まで イ 午前2時から午前8時まで ウ ア又はイと同程度業務に従事したこと。	ア 正規の勤務時間以外の時間のうち午後5時から午後11時まで イ 午前2時から午前8時まで ウ ア又はイと同程度業務に従事したこと。
	(2) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	1,500円			
	(3) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	1,500円			
第2号	修学旅行、林間、臨海学校等(学校が計画・実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの	1,700円	8時間程度(就寝時間等は含まない。)業務に従事したこと。	8時間程度(就寝時間等は含まない。)業務に従事したこと。	8時間程度(就寝時間等は含まない。)業務に従事したこと。
第3号	人事委員会 が定める対 外運動競技 等において 児童又は生 徒を引率し 泊まりを伴 うもの又は 週休日等に 行うもの	(1) 泊まりを伴うもの	1,500円	同上	同上
		(2) 週休日等に行うもの	1,500円	ア 終日に及ぶ程度(日中8時間程度) イ アと同程度業務に従事したこと。	
第4号	学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの	750円	正規の勤務時間以外の時間等において引き続き4時間程度業務に従事したこと。	正規の勤務時間以外の時間等において引き続き4時間程度業務に従事したこと。	